

西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[個人型]実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、住宅を社会公共財という視点から、高齢者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりと「福祉のまちづくり条例（平成4年10月9日兵庫県条例第37号）」の理念を実現することを目的とする。

(対象世帯)

第2条 助成の対象となる世帯は、現に西宮市に居住する世帯であって、次の各号に掲げる要件を全て備えている者（以下「対象者」という。）が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。

- (1) 西宮市に住民登録を有し、満65歳以上の者がいる世帯
ただし、公営住宅に住民登録を有する世帯は除く。
- (2) 障害者手帳、介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている者が属さない世帯
- (3) 暴力団員（西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）が属さない世帯
- (4) 申請者かつ世帯で収入の有る方の最新の収入（所得）が、各々給与収入金額で800万円以下であり、かつ所得金額で600万円以下である世帯
- (5) その他市長が認める者

(対象住宅)

第3条 助成の対象となる住宅は、西宮市に既存する住宅とし、戸建住宅、共同住宅、専用住宅、併用住宅、持家、借家を問わない。ただし、共同住宅の場合は、専有部分のみを対象とする。また、併用住宅の場合は、専ら住宅の用に供する部分のみを対象とする。

2 補助対象住宅が借家の場合は、所有者の補助事業に対する許可・承認を得ていることを条件とする。

(対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費は、別表1に定める助成対象工事に要する経費で、改造場所毎の助成対象限度額を超えない範囲とする。

2 別表1に定める改造場所のうち、原則として1箇所以上の手摺の取付けまたは1箇所以上の段差解消について整備を行うこと。

(助成額)

第5条 1世帯につき、改造に要した第4条第1項の規定により算出した対象経費の額に応じて、別表2に定める助成額を助成するものとする。

(申請)

第6条 住宅改造の助成を受けようとする場合は、対象世帯に属する65歳以上かつ工事契約を行う者（以下「申請者」という。）が次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅改造工事[個人型]助成申請書
- (2) 委任状[個人型] ※申請事務を委任させる場合
- (3) 住民票（写し） ※世帯全員分
- (4) 市民税・県民税課税証明書（写し） ※申請者かつ収入の有る者全員分
- (5) 固定資産(家屋)課税台帳登録事項証明書（写し）
- (6) 住宅改造工事[個人型]承諾書
- (7) 住宅改造工事[個人型]念書
- (8) 写真貼付用紙[個人型] ※工事前写真
- (9) 業者見積書（写し）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 特に市長が認めた場合は、前項各号に掲げる書類の一部を省略又は他の書類に代えることができるものとする。

3 第1項の申請の受付は、年度予算の上限に達した時点、又は毎年11月末日（当該期日が閉庁日にあたる場合は翌の開庁日とする。）をもって終了する。

(決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を書類、現地確認等により審査し、助成の可否及び助成額を決定するとともに、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(工事内容等の変更)

第8条 前条の規定により通知（却下の通知は除く。）を受けた申請者は、当該決定を受けた申請内容に変更を生じた場合は、速やかに住宅改造工事[個人型]助成申請書（変更）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該変更内容を前条の決定に影響しないものと判断した場合は、この限りでない。

2 前項の申請には、市長が指定する当該変更に係る書類等を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の変更申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否及び助成額を再度決定するとともに、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

4 前項の決定により、前条の決定は取り消されるものとする。

(取り止め届等)

第9条 第6条第1項及び前条第1項の規定により申請を行った者が当該申請を取り下げる場合又は申請者(前条第3項の規定により通知(却下の通知は除く。)を受けた者を含む。以下同じ。)が第7条又は前条第3項の決定(以下「助成決定」という。)に基づき助成の対象となった改造工事(以下「助成決定工事」という。)を取り止める場合は、速やかにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(工事の着手)

第10条 助成決定工事は、助成決定の通知を受けた後でなければ着手してはならない。なお着手とは第7条の規定による通知を受けた申請者と助成事業を請け負う施工業者との契約締結をいう。

2 前項の規定に反して助成決定の通知前に行った工事については、助成の対象としない。

(完了届等)

第11条 申請者は、助成決定工事完了後、速やかに、次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅改造工事[個人型]完了届
- (2) 工事請負契約書または工事注文書(写し)
- (3) 写真貼付用紙[個人型] ※完了後写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があった場合は、現地調査又は完了後写真により、その内容を審査のうえ工事の完了を確認するものとする。

3 第1項の完了届の受付は、毎年1月末日(当該期日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日とする。)をもって終了とするものとする。ただし、災害等により受付できない場合は、この限りではない。

(助成金の請求)

第12条 申請者は、前条第2項の規定により工事の完了の確認を受けた後、速やかに助成金請求書[個人型]に、当該工事に要した費用の領収書(写し)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、当該工事に要した費用の領収書は施工業者に対する支払いを完了した旨の書類に代えることができる。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条による請求を受けた場合は、その内容を審査し、助成金を交付する。

(取消等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱、助成決定の内容又は助成条件に違反した場合
- (2) 本申請に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 助成の決定後生じた事情の変更等により、助成する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の取り消しを行うときは、助成決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成を受けた場合、第 14 条に該当した場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(併給調整)

第 16 条 既存住宅の改造について、この要綱による助成を受けた対象世帯は、この要綱による助成を再度受けることができない。

2 既存住宅の改造について、この要綱による助成以外の他の事業による助成を受けた対象世帯は、当該改造についてこの要綱による助成を受けることができない。

3 廃止前の西宮市在宅障害者等家庭設備改善貸付事業実施要綱、西宮市住宅改造費助成事業実施要綱及び西宮市人生いきいき住宅改造助成事業実施要綱による助成を受けた対象世帯は、この要綱による助成を受けることはできない。

(雑則)

第 17 条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

別表 1

個人型に係る助成対象工事

改造場所	助成対象工事	改造場所毎 助成対象 限度額
共通工事	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消工事 ・手摺の取付け ・開口幅確保の為の間仕切り壁の改造※¹ ・折れ戸または引き戸への取り替え ・ドアのレバーハンドル等への取り替え ・レバー式水栓等への取り替え ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取替え ・人感センサー付き照明器具への取替え 	各改造 場所に 適用する
浴室 ・ 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・共通工事に適用する ・浴槽の取替え(バリアフリー化に資するものに限る) ・濡れても滑りにくい床材への取替え ・浴室暖房乾燥機の取付け ・高齢者対応型ユニットバスの設置※² 	200,000 円
台所	<ul style="list-style-type: none"> ・共通工事に適用する 	100,000 円
廊下 ・ 階段	<ul style="list-style-type: none"> ・共通工事に適用する ・階段の段鼻または踊り場への滑り止めの取付け ・足元灯の取付け ・三路スイッチの取付け ・階段の蹴込み板の取付け 	100,000 円
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・共通工事に適用する ・和便器から洋便器への取替えまたは洋便器の新規設置(既存が洋便器の場合の取替えは除く) ・温水洗浄便座の取付け 	200,000 円
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・共通工事に適用する ・濡れても滑りにくい床材への取替え ・玄関から道路までの通路の足下灯の取付け ・上がり框の足下灯の取付け 	200,000 円
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・共通工事に適用する ・畳からフローリングへの床の張り替え 	100,000 円

※¹ 浴室は 65 cm 以上、その他は 75 cm 以上の有効開口幅を確保する場合に限る

※² 浴槽出入りと姿勢保持用と出入り口用の手摺3箇所、浴槽またぎ高さ 35 cm～45 cm、濡れても滑りにくい床材は必ず整備する必要がある

(注) ・表内の改造場所の内、1箇所以上の手摺の取付けまたは1箇所以上の段差解消を必ず整備する事

・上記の整備とは、今回の工事において新規に工事を行う事を示す

別表2

個人型に係る助成額

助成対象工事費	助成額
75千円以上150千円未満	40千円
150千円以上300千円未満	75千円
300千円以上600千円未満	150千円
600千円以上900千円未満	250千円
900千円以上	300千円

住宅改造工事〔個人型〕助成申請書

西宮市長 様

※太枠内をご記入ください

申請者 氏名	_____ ㊟
	〒 _____
住所	西宮市 _____
電話	_____

西宮市人生いきいき住宅改造助成事業〔個人型〕による住宅改造工事助成について、次のとおり申請します。

なお、記載事項について事実と相違が無いことを誓約いたします。

また、助成申請に係る個人情報について調査されることを承諾いたします。 ※太枠内をご記入ください

	氏名	続柄	生年月日(歳)	対象者	職業	名義人
同居世帯状況		本人	S・H・R 年 月 日 歳			
			S・H・R 年 月 日 歳			
			S・H・R 年 月 日 歳			
			S・H・R 年 月 日 歳			
			S・H・R 年 月 日 歳			

助成対象工事	浴室・洗面所	<input type="checkbox"/> 手摺 (本)	<input type="checkbox"/> 段差解消	<input type="checkbox"/> その他 ()
	台所	<input type="checkbox"/> 手摺 (本)	<input type="checkbox"/> 段差解消	<input type="checkbox"/> その他 ()
	廊下・階段	<input type="checkbox"/> 手摺 (本)	<input type="checkbox"/> 段差解消	<input type="checkbox"/> その他 ()
	便所	<input type="checkbox"/> 手摺 (本)	<input type="checkbox"/> 段差解消	<input type="checkbox"/> その他 ()
	玄関	<input type="checkbox"/> 手摺 (本)	<input type="checkbox"/> 段差解消	<input type="checkbox"/> その他 ()
	居室	<input type="checkbox"/> 手摺 (本)	<input type="checkbox"/> 段差解消	<input type="checkbox"/> その他 ()

過去に「西宮市人生いきいき住宅改造助成事業」の助成を受けましたか？ 受けた 受けていない

世帯内に介護認定または身体障害者手帳の交付を受けた方はおられますか？ いる いない

この助成事業はどのようにして知りましたか？

市の広報誌 市ホームページ 工事業者 電話でのご案内 その他 ()

【添付書類チェック欄】※提出が必要な添付書類にチェックを入れてください

- 委任状〔個人型〕 ※該当する場合
- 住民票の写し ※世帯全員分
- 市民税・県民税課税証明書の写し ※収入のある方全員分
- 固定資産(家屋)課税台帳登録事項証明書の写し
- 住宅改造工事〔個人型〕承諾書 ※該当する場合
- 住宅改造工事〔個人型〕念書 ※該当する場合
- 写真貼付用紙〔個人型〕 ※工事前写真
- 業者見積書の写し

現地確認 実施予定 日時
 令和 年 月 日
 午前 午後 時 分 ~

受付印

住宅改造工事[個人型]助成申請書(変更)

西宮市長 様

申請者 氏名 _____ (印)
住所 西宮市 _____
電話 () _____

(変更前の事項)

決定番号	
決定年月日	
対象者氏名	
対象者住所	
助成決定額(税込)	

(変更する事項)

内容	
理由	

住宅改造工事[個人型]承諾書

私は、賃借人（ ）が現在居住している次の物件について、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[個人型]による助成を受けて、住宅改造工事を行うことを承諾します。なお、工事実施中及び実施後においてトラブルが生じたときは、西宮市に責任を問いません。

対象物件	所在地	西宮市
	種類・構造	
工事内容		

年 月 日

所有者 氏名 _____ (印)

住所 _____

住宅改造成工事[個人型]念書

年 月 日

西宮市長 様

(申請者) 氏名 _____ (印)

住所 西宮市 _____

西宮市人生いきいき住宅改造成事業[個人型]による助成を受けて私が、現在居住しております下記の建築物の改造成を行うものでありますが、建物の所有が
(_____ 名義・共有)
となっており、建築物の改造成を行うことによりいかなる紛争が生じたとしても、当方で責任をもって対処し、貴市に決して迷惑をかけるようなことはいたしません。

記

建物の所在地

西宮市 _____

様

西宮市長 印

住宅改造工事〔個人型〕助成決定通知書

付で申請のあった、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業〔個人型〕による住宅改造工事については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定番号	個人型	号	決定年月日	令和 年 月 日
対象者	氏名		生年月日	
	住所	西宮市	TEL	
工事名称	改造工事			
助成額（円）				

注意事項

1. 助成金は、現地調査又は完了後写真等により申請内容等の確認を行った後、申請者に支給します
2. 次に掲げる行為を行って助成金の交付を受けた場合は、その助成金の全部又は一部の返還を命じます
 - (1) 助成決定を受けた工事以外の目的に使用した場合
 - (2) 受給資格がないにもかかわらず故意又は過失により助成金の支給を受けた場合
3. 当該事業の助成を受けた世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできません

様

西宮市長 印

住宅改造工事[個人型]助成決定通知書(変更)

付で変更申請のあった、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[個人型]による住宅改造工事については、次のとおり決定しましたので通知します。

変更 決定番号	個人型	号	変更 決定年月日	令和 年 月 日
対象者	氏名		生年月日	
	住所	西宮市	TEL	
工事名称	改造工事			
助成額(円)				

注意事項

1. 助成金は、現地調査又は完了後写真等により申請内容等の確認を行った後、申請者に支給します
2. 次に掲げる行為を行って助成金の交付を受けた場合は、その助成金の全部又は一部の返還を命じます
 - (1) 助成決定を受けた工事以外の目的に使用した場合
 - (2) 受給資格がないにもかかわらず故意又は過失により助成金の支給を受けた場合
3. 当該事業の助成を受けた世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできません

西すまい指令第 号
年 月 日

様

西宮市長 印

住宅改造工事〔個人型〕助成申請却下通知書

年 月 日 付で申請のあった、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業〔個人型〕
による住宅改造工事については、つぎの理由により助成できませんので通知します。

助成ができない理由

.....
.....
.....
.....
.....

西すまい指令第 号
年 月 日

様

西宮市長 印

住宅改造工事[個人型]助成申請却下通知書(変更)

年 月 日付で変更申請のあった、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業[個人型]
による住宅改造工事については、つぎの理由により助成できませんので通知します。

助成ができない理由

.....
.....
.....
.....
.....

住宅改造工事[個人型]取り下げ・取り止め届

西宮市長 様

申請者 氏名 _____ (印)
住所 西宮市 _____
電話 () _____

決定番号	
決定年月日	
対象者氏名	
対象者住所	
助成決定額(税込)	
<input type="checkbox"/> 取り下げ <input type="checkbox"/> 取り止め 理由	

年 月 日

西宮市長様

(申請者) 氏名

印

※押印は申請時と同一のものに限ります

住所 西宮市

住宅改修工事〔個人型〕完了届

西宮市人生いきいき住宅改修助成事業〔個人型〕による次の住宅改修工事が完了しましたので工事の完了後写真を添えて報告します

※太枠内を記入してください

決定番号	個人型	号	決定年月日	年	月	日
対象者	氏名					
	住所	西宮市				
工事完了日	年 月 日			(備考)		
【添付書類チェック欄】※提出が必要な添付書類にチェックを入れてください						受付印
<input type="checkbox"/> 助成金請求書〔個人型〕						
<input type="checkbox"/> 工事請負契約書または工事注文書（写し）						
<input type="checkbox"/> 領収書（写し）						
<input type="checkbox"/> 写真貼付用紙〔個人型〕 ※工事前写真						

助成金請求書

[個人型]

西宮市長様

(申請者) 氏名

印

※押印は申請時と同一のものに限ります

住所 西宮市

金額 _____ 円

申請者	口座振込依頼書		
	フリガナ		
	口座名義人		
	金融機関名		
	支店名		
	預金種別	普通・当座	口座番号

注意

- ・ 記入の訂正は、申請者の訂正印(申請時と同一のもの)以外は認められません